

## 仙台地方裁判所委員会（第8回）議事概要

### 1 開催日時

平成17年11月28日（月）午後1時30分～午後3時30分

### 2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

### 3 出席者

（委員） 阿部友康，阿部宮子，大村昌枝，小林伸一，信濃孝一，鈴木忠夫，  
須藤 力，田中芳子，千葉勝郎，原 征明，森田直子

（50音順，敬称略）

（庶務） 北村総務課長，菅原総務課課長補佐

（委員以外の出席者） 籠谷刑事首席書記官，菅原事務局長，久保田事務局次長

### 4 議事等（■委員長，○委員，●説明者）

#### （1）委員の改選報告

- 峯岸とも子委員の人事異動に伴い，田中芳子委員が任命された。
- 2年の任期を終えた阿部友康委員，阿部宮子委員，大村昌枝委員，小林伸一委員，鈴木忠夫委員，須藤 力委員，千葉勝郎委員，中村光伸委員，原 征明委員及び森田直子委員が再任された。

#### （2）委員長の選任

- 引き続き千葉所長を委員長に推薦したい。
- 異議なし  
千葉委員が，委員長に選任された。

#### （3）委員長代理の指名

- 信濃委員を委員長代理に指名する。

#### （4）意見交換

テーマ「裁判員制度全国フォーラムin宮城」のアンケート結果について

- 裁判員制度全国フォーラムは，10月1日の福岡を皮切りに全国50か所で順次開催していく予定で，宮城では，10月2日日曜日に，仙台国際センター大ホールにおいて開催された。

内容は，刑事裁判に関するビデオを上映後，当裁判所裁判官によるポイント解

説を行い、その後、パネリストとして、当委員会の原委員他2名、アドバイザーとして、裁判官、検察官、弁護士から1名ずつ計3名、進行役のコーディネーターとして、河北新報社論説委員の合計7名によるパネルディスカッションを行った。

当日は500名以上が参加し、100名以上からの質問と250名以上からの意見や感想が寄せられた。

- パネリストの一人として参加したが、今回は、裁判員制度に賛成か反対かという議論ではなく、立ち上げる形での討論というスタンスで質問をした。アンケート結果については、私たちがこの委員会で議論をしたことが間違っていないと思った。

全国フォーラムは50か所でやるということだが、その他の様々な裁判員制度の理解をどうやって進めていくのかが問題だろうと思う。仙台のフォーラムに参加した人は、大変健全で理解している人たちだと思うが、問題はその残りの人たちにどうやって裁判員制度を周知徹底していくのかということだと思う。

更に、正確に裁判員制度が持っている意味やいろいろな条件等を伝えていくということが大事だろうと思う。例えば、70歳以上の方はできないということを断言している意見があったが、70歳以上の方は辞退できるというだけで、どうもその辺のことも十分理解されていない。

それから、なぜ刑事裁判に市民が参加しなければならないのかということについて、アンケートの意見を見ると、裁判に市民感覚を反映させるという点では、むしろ行政訴訟の方がいいんじゃないかというもっともらしいものもあり、なぜ重い刑事事件に市民が加わらなくてはいけないのかということについて、もう少しわかりやすく、納得のいくような広報活動が必要ではないだろうかと思った。

- アンケート結果は、これまでのここでの議論が反映されているという感じになっていると思う。裁判員制度に関心の高い人が参加したからだと思うが、参加意欲については、参加するのやむを得ないと思う市民が参加の意向を示しているということで含めると、80パーセント以上という高い数値になっている。
- アンケート結果の傾向としては、国民の感覚に近いものになるという意見が一番多いが、なぜ裁判員制度を導入するんだということについては、国民に近づけるために国民の常識に戻すみたいな言われ方をしているが、その辺の理解が浸透していないと思う。

また、特に若い人のフォーラムへの参加が少なかったのも、模擬裁判や裁判所見学についても、若い人に浸透させていくことが広報では大事だと思う。こういうイベントには、呼び掛けても若い人は余り来ないので、若い人にどんどん議論に参加してもらい、学生を引っ張り出すという努力が必要だと思う。

- 仙台会場は、積極的に参加した人が多いと思うが、国民の義務であれば参加するのはやむを得ないというあたりが60パーセント位であり、決まったことには従うということで、日本人は潔いのかなという気がした。

広報については、これまでも一生懸命マスコミで取り上げられたり、ドラマを作ったりしたが、あと3年ちょっとでどれだけそういうアピールの仕方が持続できるのか。あちこちにパンフレットを置いても、一部の人の目にしか入らないので、もう少し視覚に訴えるようなことを持続していかないと忘れてしまうような気がする。

- 新聞の一面を利用した形で広く、この制度のことについて、広い年齢層に知ってもらうことも大切だとは思いますが、やはりなぜ導入されるのかというところを理解されないとなかなか難しいと思う。社会通念上の判断が裁判に反映できるかどうかというところも一つの議論のようだが、私は裁判官の判断が社会通念からそんなにずれているとは思っていない。また、裁判員裁判用法廷では、一般の人たちが法廷に入ることを考慮して、プロジェクターを準備して、視覚にも訴えるような努力がこれからされるようだが、こんなことは裁判員が入るからではなく、元々やるべきことなのではないかという気もする。

広報も大切だとは思いますが、今の一般の人たちの道徳観がかなり薄れてきているような気もしないではないので、これからの子供たちの教育も含めて、きちんとした道徳観を持てるような教育の整備も必要なのではないかと思う。価値観が違う中で、特に人の量刑にかかわるようなことを本当に個人の感覚で好き放題に言っているものだろうかという不安はある。

更に、企業に出向いて、協力しやすいような環境づくりを職場全体で考えてもらうような広報の仕方も考えていく必要があると思う。

- 確かに一般国民の社会通念や社会経験を反映するということも意義の一つと言われているが、これまでの裁判制度を否定するものでもないので、両方をミックスして、よりよいものをとということになるんだろうと思う。

裁判員制度を導入しなくてもわかりやすくできるのではないかということはそのとおりではあるが、裁判員制度が導入されるといや応なくしなければならないというところがある。

教育の問題については、制度としては、それぞれの道徳観を持ち寄って評議をするということだとは思いますが、道徳観がかっちりできているということではなくて、それぞれいろんな道徳観を持っているけれども、評議をすることによって、参加している人へのリアクションも期待できるとか、裁判員制度があるということで、中学校なり、高校なり、大学なりで、それに向けた教育をすることで関心を高めるといことも期待できるようになるということもメリットにはなるん

だろうと思う。

- 私は、今想定されている裁判員制度そのものに否定的な考え方を持っているが、今はまだ法律が施行されていないので、今の制度がそのまま定着するのか、何らかの手直しが必要になるのかは法律が施行されないと話が進まないわけであり、今の法律が想定している制度、スキームを正確に周知していくことは必要だと思う。

アンケートでは、具体的な意見を集約した部分があり、その中には制度の根本にかかわるような部分についての疑問なり懸念を持っている人も相当数いることが窺えるが、こういう根本的な部分についての説明や広報はやっていく必要があるのではないか。

それから、この制度のPRをやっていくときには、大学生や専門学校の生徒が他の地域よりも多いという仙台市の地域性を考慮し、その辺に的を絞ったPRということも考えていく必要があるのではないかと思う。

- 裁判員制度は今までの刑事裁判とは全く違う異質な形のものとして導入することになるのは間違いない事実だと思う。少なくとも参加することになる裁判員の人には、判決を出すという意味で、重大な任務というか、責務がかかってくるということは間違いなく、重い義務とか、義務に関する精神的な負担が起きることは間違いないと思う。しかし、模擬裁判を体験して感じたが、裁判員になって関与した場合、それなりの重責ではあるけれども、充実感みたいなものもあると思う。その意味で言えば、PRの中身としては、意義について説明することも重要なことだとは思いますが、やったことについての充実感ということもPRするのが良いと思う。

- 外国の制度も含めてみると、裁判官だけの裁判と、英米でやられている陪審裁判と、大きく二つに分けられて、それ以外にはヨーロッパを中心にやられている参審制度というのが紹介されており、裁判員制度を作り出すに当たっては、その辺の制度も十分検討している。日本には、現在停止されているが、陪審員法という法律があって、戦前にはやったことがあるし、陪審員制度を導入するということも検討されたが、陪審員制度ではなく裁判員制度という形で法律が作られたわけであり、陪審員制度にはならなかったというところをどう捉えるのかというところが必要だろうと思う。

若者の感覚で、人の人生を軽々に決めるのはどうかという意見は、恐らく裁判員として参加した人が、「あなた決めなさいよ。」と言われて、どうしようとする場面を想定しての話だと思うが、今回の制度は、プロの裁判官と、一般の国民と一緒に評議をして決めていく制度であり、アメリカの陪審員制度は、一般の国民だけが集まって決めるもので、そこが決定的な違いだと思う。

○ 陪審員制度は、戦前のある時期に施行されたけれども、なかなかうまくいなくてストップしてしまったという経緯がある中で、更にそれよりも裁判官でない立場の人の意見が強く反映する裁判員制度として、新たに導入されようとしていることが、昔と今とでは国民の民度が違うということはあると思うけれども、日本人は一般の国民として裁判に参加して、特に刑事裁判の中で人を裁く、場合によっては死刑ということもあり得るという制度が定着するのかどうかという辺りが根本的にクエスチョンマークと感じている。人間の素直な感情として、死刑にはさせたくないというところがあると思う。裁判員が加わって量刑も定めることになると、死刑判決を出すケースが、この制度導入前よりもかなり少なくなってしまうのではないかという感じがする。私は、死刑は必要だと思うし、凶悪事件に対しては、そういう判決もやむを得ないと思う。それが一般の国民が加わることによって、従前の制度ならば死刑になり得るようなケースでも死刑を免れてしまうということも出てきてしまうという懸念がある。

■ 量刑の感覚が、マスコミの論評と裁判所の判断とがずれてくる場面が幾度かあって、法律が変わって量刑の幅が国民の意見の方に変わってきている。重大交通事故については、業務上過失致死傷という罪名での処罰だけでは軽過ぎるということで、法律の新たな犯罪類型を作って法定刑を上げたということもある。国民の働きかけがあって、量刑が動いてきたということも、恐らくこういった制度に向かわせた一つの原因になっているんだろうと思う。

○ 裁判員制度にどういう積極的な意義があるのかということについては、裁判所内部でも随分議論をしているが、これを出せば国民がもろ手を挙げて賛成して、積極的に裁判員になるという決定的な意義はなかなか見つからない。裁判所内部では、裁判の形、職業裁判官だけが裁判をするのではなくて、国の統治作用の一つとして、国民も裁判に加わることが国家の制度のあり方として十分意義があるのではないかと、そういう意識で国民が社会を考え、あるいは自分の人生を考え、社会全体が今よりももっと確かな社会に進むきっかけになるんじゃないかという議論もしている。

それから、若い世代にアピールすべきじゃないかという点について、裁判所では、小学校、中学校、高校に出向いて行って、出前講義をして裁判員制度について児童、生徒、学生に理解してもらえるよう努めており、そういうことを積み重ねるには時間がかかるのではないかという気がしている。

■ 裁判所が国民の意識から離れているかどうかというと、評価が分かれると思うが、わかりにくかったということはあると思う。判決を読んでもわからないとか、法廷へ来て何をやっているのかわからないとか、裁判所はちょっと特別な世界というところがあったという点は是正すべきだろうと思うが、そのために裁判員

制度を入れるんだという話にはならない。ただ、裁判は国民のために行うものであり、主体である国民自身にもっと関心を持ってもらうことは、当然の責務だろうと思う。

- フォーラムに参加している人は意識が高い人で、裁判員になりたくない人が15パーセントぐらいしかいないというのは、4月頃の世論調査の7割がしたくないのとは比べて大きな数字の違いがある。アンケート結果のうち、刑事裁判に参加することへのメリットとして、刑事裁判の内容が、これまでより国民の感覚に近いものになることが期待できると回答した割合が多過ぎるんじゃないかという気がするが、これ以上数字を上げなければいけないとすれば、やはり制度の意義というか、どれくらい自発的に導入されようとしているのかがひっかかるころである。それほど自発的でないとしても、非常に視覚的にわかりやすいような裁判が行われるとか、最近も判決文の言葉が簡単になるということでニュースになっているが、そういうのも裁判員制度に特化した問題ではないのかもしれないが、副産物として良いことではないか。

2年前だったら全く興味を持たなかったようなことでも、模擬裁判を体験することによって、これが本物だったら心が重いと思う反面、充実感があり、思ってもいなかったことをやってみることで開けてくることがあるので、思ってもみなかったことにどのように興味を向けるのかというあたりが戦略としてこれから難しいのではないか。

- なぜ裁判員制度を導入しなければいけないのか、なぜ重大な刑事事件だけに裁判員制度を適用するのかというところが、一番基本的な部分なのだが、なかなか理解できないし、説明として難しいと感じた。

アンケートの中で、国民が裁判員として刑事事件に参加することにどんなメリットがあるかというところの選択肢を見たら、何でこれが裁判員制度を導入しなければいけないのか、逆に、裁判員制度を導入しなくても、裁判所自身の努力でかなり解決できるものもあるのではないかという気がして、国民が納得するようなメリットというものをもう少し出していかなければならない、今はまだ一般的な広報という部分なのだろうが、来年、再来年に向けてもっと突っ込んだ、そういう認識、理解を深めるための活動というのが必要ではないかと感じた。

- 広報の仕方としては、これからは新聞や雑誌だけではなくて、テレビ等の媒体を通してアピールしなければいけない状況になると思う。そういう場合、若い人に特に理解してもらおうということであれば、裁判員制度を紹介する番組の時間帯を若い人の時間帯に合わせるなどの工夫を凝らすことが必要だろうと思う。また、若い方が読むような雑誌にも掲載したらどうか。

その一方で、11月1日から公判前整理手続が始まったことや、裁判員制度を

目指した動きとして、量刑の検索が可能になるということや、判決文について、最高裁で検討され始めたということなどは、準備が予定どおり行っており、割とうまくいっているんじゃないかと思う。

ただ、裁判員制度が実際に実施されるときに、それをいかにうまく動かして、良いイメージを国民に訴えるかということが大事だと思う。くじ引きで決めるということだけを強調すると、国民の感覚に立ってうまくいきそうもないというイメージを持つ人も多いと思うので、裁判員として選ばれる人を選ぶ方が判断して、できるだけ裁判員制度そのものがうまくいく状況を作って、それを大いにアピールする形で動かしていくことが必要だと思う。

○ 企業説明会ということも頻繁にやって、職場の理解から始めるしかないのかなと思う。会社を通して負担感を軽減するような雰囲気作りを行うのが必要ではないか。公的機関で行われている様々な説明会に便乗して、裁判員制度の説明会をするなど、可能性を探りながら行ったほうが理解が深まるのではないか。ただ、大企業ばかりに目を配るのではなく、大多数は中小企業なので、やはり説明する上でもそういったところに目線を置いて行うのがよいと思う。

○ 中小企業の場合は、経営者の理解が大事なので、経営者の集まりがあるところでまず経営者、その次が人事、労務担当者に説明して理解してもらい、裁判員制度は全国的にスタートするんだから、裁判員に当たった場合は国民の義務として極力職場も協力するから皆さんも協力しなければならないということが就業規則の一項目になれば参加しやすいと思う。

ただ、中小企業や零細企業は、余裕がない状態で営業しており、裁判員制度に協力できないという感覚の人は多いと思うので、商工会議所などと連携しながらうまく説明できれば良いと思う。

○ 裁判員制度について、回を重ねて議論する毎に、最初に考えていたよりもそんなに負担ではないと感じている。長くかかる裁判に、仕事を投げ出して参加するというのではものすごく負担に感じる。物理的な負担と、裁判員制度に参加する精神的な負担と両方あると思うが、そんなに負担ではないということを知ってもらうのが非常に大事だと思うが、説明としては難しいと思う。

○ 私は、模擬裁判を体験して結構充実感も得られたが、いろんなレベルの人がおり、啓発しても届かない人もいるので、まずはそのレベルでスタートして、その人たちを乗せなくてはいけないということが大前提だと思う。いずれは法律の世界もずっと国民に近づいてもらわなければいけないとは思いますが、今のままでは予想もしなかったいろんな人たちが一齐に参加することになるので、この段階でのスタートということでは、まずはやってみるということだと思う。

○ 裁判員には、守秘義務や加害者、被害者からの圧力とか、人の一生を扱うこと

に関する精神的な負担があるので、精神的なケアのために裁判所の中には駆け込めるところがあるのか。

最近の大学では、例えば、以前であれば学生に当てて何か喋ってもらおうというのが当たり前で、全員に喋ってもらわなければいけなかったが、最近ではそういうことを無理にすると、後から学生相談所の先生から、この学生さんは今人前で、どうしても話したくない状態なので、無理強いしないでくださいという連絡が来たりする。人前で話をするのが当たり前だと思っただけでは余りよくないと思う。裁判所が考えている一般的な市民のイメージというものがとても高いのかもしれないが、そういう精神的な重圧に耐えられるかどうかというのは、いろいろなケースがあると思う。

- 裁判員の人たちに支払う日当や法廷の改修などで、かなり予算は増えることになるわけであり、そうまでして導入する裁判員制度であれば、意義はさらっとではなくてきちんと説明する必要がある。後は、参加することによって、少しずつ国民の民度が高くなっていくという逆の効果も期待できるという話もあったが、今の子供たちの自己中心的とも言える考え方の中で、きちんと定着させて、さらに民度を上げていくということになると、とても難しいのではないかと。
- 模擬裁判を重ねる中で、世代間による意見の差はかなりあると思う。世代の違う人を裁判員にして模擬裁判を行ってみてはどうか。
- 世代間で価値基準が違うということはわからないが、地域や個々人で多少なりとも価値観は違うわけであり、そういう人たちが集まって一つ裁判をやるというのは、意義があると思う。実際の制度では世代や男女の割合などの考慮はされないが、偏りが出てくる可能性がないわけではない。あるポイントで言えば偏りがあるのかもしれないが、逆に言えば、一定の人だけ集めてやるという話ではないので、いろいろな意見を持った人たちが集まってくる可能性はある。
- その辺りは未定の部分が多いので、どういう形になるのか不明である。硬い制度になるのか、それともその辺りを運用でかなり弾力的なものにするのかによって、集まってくる裁判員の構成もいろいろ違ってくるんだろうと思う。
- 今後は、中小企業の経営者の理解を得ることが非常に難しい問題になると思う。若い人は、これからこの裁判員制度については勉強していくと思うし、実際大学の面接で聞いたところ、既に学校で教えられているようである。

## 5 次回期日等

次回期日 未 定  
テ ー マ 未 定